

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
坂城町	中之条地区(中之条)	令和3年3月23日	平成31年3月1日

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	63ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	39ha
③地区内における60才以上の農業者の耕作面積の合計	53ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	14ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	18ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	2.5ha
(備考) その他経営面積の拡大希望:1ha 田畑の割合 畑:72%、田:28% 担い手への集積率 畑:9.6%、田:25.9%	

2 対象地区の課題

<p>畑や樹園地の農地利用については、担い手が不足しており、ワインぶどう等の作付拡大とともに、担い手の確保・育成を図る必要がある一方、千曲川沿いの水田地帯については、大規模農家を中心とした集積が進んでいるが、集約化が図られておらず、経営の効率化を図るため、農地中間管理機構を活用した集積・集約化の一層の促進が望まれる。</p> <p>今後、中心経営体が受ける意向のある農地面積(2.5ha)に対して、後継者未定や不明の耕作面積(32ha)が大きく上回っていることから、新たな農地の受け手の確保が必要である。</p>

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

<p>【中之条】 水田地帯での集積は中心経営体である認定農業者2経営体への集積・集約を主体として進めるほか、新たな担い手の受け入れを促進する。</p> <p>一方、樹園地・普通畑については、緩傾斜地という好適条件を活かし、現状の認定農業者・認定新規就農者8経営体が担うとともに、他地域からの入作による受け手の確保を促進する。</p>

(参考) 中心経営体

経営体数 個人： 9経営体

法人： 3経営体

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

【農地の貸付け等の意向】

貸付け等の意向が確認された農地は、186筆、13.7haとなっている。

【農地中間管理機構の活用方針】

将来の経営農地の集約化を目指し、農地所有者は、出し手・受け手にかかわらず、原則として、農地を農地中間管理機構に貸し付けていく。

【基盤整備への取組方針】

千曲川東側の水田地帯における農業の生産性向上や効率化を図るため、農地集積・集約化により条件整備が整ったところで、農地の大区画化・汎用化等の基盤整備に取り組む。

【新規作付品目の導入・高付加価値化の方針】

基幹品目のぶどう・りんごはもとより、ワインぶどうの作付拡大やワイナリー・農産加工と連携した付加価値化に取り組む。

水田における作付転換につながる品目導入、作付拡大のほか、高収益作物の作付を推進する。

【鳥獣被害防止対策の取組方針】

鳥獣被害防止対策の助成制度の活用や集落捕獲隊などの地域ぐるみでの防止対策の推進、地域協働を踏まえた防護柵の設置など、継続的な対策を講じる。

【自然災害・社会的影響への取組方針】

近年、自然災害による被害(台風・高温障害・日焼けなど)のほか、新型コロナウイルスによる農産物価格の下落などの社会的影響が顕著となっていることから、セーフティネットとして農業共済や収入保険加入推進に取り組む。